令和８年６月八幡平市教育委員会定例会

日　時　　令和８年６月 22 日（月）
　　午後２時 00 分から
場　所　　八幡平市役所３階大会議室

次　　第

１　開　　会

２　教育長あいさつ

３　諸般の報告

４　付議する事件
(1)　報告第１号　議会の議決を経るべき議案について（令和８年度八幡平市一般会計補正予算（第１号））
(2)　報告第２号　議会の議決を経るべき議案について（令和８年度八幡平市一般会計補正予算（第２号））
(3)　議案第１号　八幡平市立図書館管理規則の一部を改正する規則について
(4)　議案第２号　八幡平市立図書館利用規程の一部を改正する告示について
(5)　議案第３号　八幡平市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

５　そ　の　他

６　閉　　会

会議名　　令和８年６月八幡平市教育委員会定例会

日　時　　令和８年６月 22 日（月）
午後２時 00 分から　　時　　分まで

場　所　　八幡平市役所３階大会議室

出席者　　教育長　　田村　忠
委　員　　羽沢　憲英
委　員　　松田　育恵
委　員　　小野　永喜
委　員　　田村　沙和子

説明員　　教育次長兼学校給食センター所長兼図書館長　　工藤　輝樹
教育総務課長　　坂本　譲
教育指導課長兼教育研究所長　　田代　英樹
文化スポーツ課長兼博物館長　　東本　茂樹

事務局　　教育総務課長補佐兼学校給食センター副所長兼図書館副館長　　羽澤　りち子

傍聴人　　人

八幡平市教育委員会行事報告

令和８年５月定例会終了後～令和８年６月定例会

月　　日	行事等の内容	場　　所	担当課等
5月19日(火)	第29回少年少女の詩「江間章子賞」選考委員表敬訪問	岩手日報社ほか	教育総務課
5月21日(木) ～ 5月22日(金)	市町村教育委員会協議会定期総会	ホテル紫苑	教育総務課
5月23日(土)	運動会	大更小・田頭小・平笠小・平舘小・寺田小・松野小・寄木小・安代小・田山小	教育総務課
5月25日(月)	中学校統合に係る住民説明会	西根第一中学校	教育総務課
5月26日(火)	岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会	県公会堂	教育総務課
	キャリア教育推進協議会	市役所大会議室	教育指導課
	市商工会総会並びに創立20周年記念式典・祝賀会	八幡平ハイツ	商工観光課
5月27日(水)	県教委・高校改革担当課長ほか面談	市役所教育長室	教育総務課
	盛岡教育事務所管内校長研修講座懇親会	サンセール盛岡	教育指導課
5月28日(木)	学校訪問	田山小・安代小	教育総務課
	中学校統合に係る住民説明会	松尾中学校	教育総務課
5月29日(金)	学校訪問	寄木小学校	教育指導課
5月31日(日)	八幡平ふるさと会の集い	東京都荒川区ラングウッド日暮里	まちづくり推進課
6月1日(月)	中学校統合に係る住民説明会	西根中学校	教育総務課
6月2日(火)	学校訪問	西根中・柏台小	教育指導課
6月3日(水)	市いじめ問題専門委員会	市役所大会議室	教育指導課
6月5日(金)	県青少年劇場	西根中学校	文化スポーツ課
	学校訪問	寺田小学校	教育指導課
6月8日(月)	学校訪問	大更小学校	教育指導課
6月9日(火)	市架け橋カリキュラム開発会議	市役所大会議室	教育指導課
6月10日(水)	学校訪問	松尾中学校	教育指導課
6月11日(木)	学校訪問	西根第一中学校	教育指導課
	あっぴリレーマラソン実行委員会総会	市役所多目的ホール	文化スポーツ課
6月12日(金)	学校訪問	平舘小・松野小	教育指導課
6月14日(日)	市操法競技会	松尾地区総合運動公園	防災安全課

八幡平市教育委員会行事報告

令和８年５月定例会終了後～令和８年６月定例会

月　　日	行事等の内容	場　　所	担当課等
6月15日(月) ～ 6月23日(火)	市議会第２回定例会	市議場	総務課
6月20日(土)	情熱甲子園ドリームマッチin八幡平開幕セレモニー	総合運動公園野球場	文化スポーツ課
	情熱甲子園ドリームマッチin八幡平歓迎会	いこいの村岩手	
6月22日(月)	教育委員会学校訪問	田頭小学校	教育総務課
	６月定例会	市役所大会議室	

八幡平市教育委員会行事計画

令和８年６月定例会終了後～令和８年７月31日

月　　日	行事等の内容	場　　所	担当課等
6月23日(火)	市議会全員協議会	市議場	総務課
6月24日(水)	市コミュニティ・スクール推進協議会	市役所多目的ホール	教育指導課
6月25日(木)	学校訪問	平笠小学校	教育指導課
6月26日(金)	職員採用試験面接	市役所大会議室	総務課
	岩手地区小中学校副校長会総会	サンセール盛岡	教育総務課
6月28日(日)	市消防演習	松尾地区総合運動公園	防災安全課
6月29日(月)	中学校訪問	滝沢市立柳沢小中学校	教育総務課
	交流複合施設引渡式	８テラス	商工観光課
6月30日(火)	中学校訪問	盛岡市立巻堀中学校	教育総務課
	市校長会議	安代中学校	教育指導課
7月1日(水)	中学校訪問	滝沢市立滝沢第二中、一本木中、西根中	教育総務課
	第１回学校給食センター運営委員会	市役所大ホール	学校給食センター
7月2日(木)	市民憲章推進協議会総会	市役所大ホール	まちづくり推進課
7月6日(月)	中学校訪問	岩手町立沼宮内中、松尾中	教育総務課
	市男女共同参画計画策定等委員会	市役所多目的ホール	文化スポーツ課
7月8日(水)	中学校訪問	西根第一中学校	教育総務課
	第１回教育支援委員会	市役所大会議室	教育指導課
7月9日(木)	学校長面談	市役所教育長室	教育総務課
7月10日(金)	学校長面談	市役所教育長室	教育総務課
7月14日(火)	中学校訪問	盛岡市立渋民中学校	教育総務課
	青少年問題協議会・市「社会を明るくする運動」推進委員会総会	市役所多目的ホール	文化スポーツ課
7月15日(水)	第２回管内教育長会議	サンセール盛岡	教育指導課
7月16日(木) 7月17日(金)	東北六県市町村教育委員会連合会教育長・教育委員研修会	盛岡市マリオスほか	教育総務課

八幡平市教育委員会行事計画

令和８年６月定例会終了後～令和８年７月31日

月　　日	行事等の内容	場　　所	担当課等
7月27日(月) 7月28日(火)	教育研究所夏季研修講座	市役所大会議室、多目的ホール、地域施設見学	教育指導課
7月28日(火)	市町村要望	盛岡地区合同庁舎	企画財政課
7月29日(水)	７月定例会	市役所大会議室	教育総務課
7月30日(木)	８テラス内覧会	８テラス	教育総務課
7月31日(金)	県緑の少年団大会	県民の森	農林課

報告第１号

議会の議決を経るべき議案について

令和８年度八幡平市一般会計補正予算（第１号）の教育費について、別紙のとおり報告する。

令和８年６月 22 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　田　村　　忠

別紙

令和8年度教育委員会所管予算総括表 （1号補正）

1 目的別歳入予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和8年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（5月）補正の額　B	補正後の額　C	B/A	
16款　使用料及び手数料	164	0	164	0.00%	
1項　使用料	164	0	164	0.00%	
17款　国庫支出金	21,128	0	21,128	0.00%	
2項　国庫補助金	21,128	0	21,128	0.00%	
18款　県支出金	94,308	0	94,308	0.00%	
1項　県負担金	40,972	0	40,972	0.00%	
2項　県補助金	53,336	0	53,336	0.00%	
19款　財産収入	1,238	0	1,238	0.00%	
1項　財産運用収入	1,238	0	1,238	0.00%	
23款　諸収入	35,210	0	35,210	0.00%	
5項　雑入	35,210	0	35,210	0.00%	
教育委員会計	152,048	0	152,048	0.00%	

2 目的別歳出予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和8年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（5月）補正の額　B	補正後の額　C	B/A	
2款　総務費	6,406	0	6,406	0.00%	
1項　総務管理費	6,406	0	6,406	0.00%	
10款　教育費	1,100,369	2,120	1,102,489	0.19%	
1項　教育総務費	261,918	0	261,918	0.00%	
2項　小学校費	287,374	0	287,374	0.00%	
3項　中学校費	268,848	0	268,848	0.00%	
4項　幼稚園費	319	0	319	0.00%	
5項　社会教育費	29,809	0	29,809	0.00%	
6項　保健体育費	252,101	2,120	254,221	0.84%	
教育委員会計	1,106,775	2,120	1,108,895	0.19%	

２ 歳出の明細

10款 教育費　　6項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 学校給食費	252,101	**2,120**	254,221				2,120	14 工事請負費	7,524	○学校給食事業 2,120 14 工事請負費 ・西根給食センター空調整備設置工事 7,524
								17 備品購入費	△ 5,404	17 備品購入費 ・施設用備品購入費 △ 5,404
目計	252,101	**2,120**	254,221	0	0	0	2,120		2,120	

報告第２号

議会の議決を経るべき議案について

令和８年度八幡平市一般会計補正予算（第２号）の教育費について、別紙のとおり報告する。

令和８年６月 22 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　田　村　　忠

別紙

令和8年度教育委員会所管予算総括表 （2号補正）

1 目的別歳入予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和8年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（6月）補正の額　B	補正後の額　C	B/A	
16款　使用料及び手数料	164	0	164	0.00%	
1項　使用料	164	0	164	0.00%	
17款　国庫支出金	21,128	0	21,128	0.00%	
2項　国庫補助金	21,128	0	21,128	0.00%	
18款　県支出金	94,308	△ 211	94,097	−0.22%	
1項　県負担金	40,972	△ 40,972	0	−100.00%	
2項　県補助金	53,336	40,761	94,097	76.42%	
19款　財産収入	1,238	0	1,238	0.00%	
1項　財産運用収入	1,238	0	1,238	0.00%	
23款　諸収入	35,210	0	35,210	0.00%	
5項　雑入	35,210	0	35,210	0.00%	
教育委員会計	152,048	△ 211	151,837	△0.13%	

2 目的別歳出予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和8年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（6月）補正の額　B	補正後の額　C	B/A	
2款　総務費	6,406	0	6,406	0.00%	
1項　総務管理費	6,406	0	6,406	0.00%	
10款　教育費	1,102,489	33,615	1,136,104	3.04%	
1項　教育総務費	261,918	0	261,918	0.00%	
2項　小学校費	287,374	9,937	297,311	3.45%	
3項　中学校費	268,848	11,907	280,755	4.42%	
4項　幼稚園費	319	0	319	0.00%	
5項　社会教育費	29,809	154	29,963	0.51%	
6項　保健体育費	254,221	11,617	265,838	4.56%	
教育委員会計	1,108,895	33,615	1,142,510	3.03%	

1　歳入の明細

18款　県支出金　　1項　県負担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 教育費県負担金	40,972	△ 40,972	0	1 給食費負担軽減交付金	△ 40,972	001 給食費負担軽減交付金　△ 40,972
目計	40,972	△ 40,972	0		△ 40,972	
項計	40,972	△ 40,972	0		△ 40,972	

18款　県支出金　　2項　県補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費県補助金	0	40,761	40,761	6 学校給食費支援事業費補助金	40,761	006 学校給食費支援事業費補助金　40,761
目計	0	40,761	40,761		40,761	
項計	53,336	40,761	94,097		40,761	

２ 歳出の明細

10款 教育費　　2項 小学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	202,862	**9,937**	212,799				9,937	10 需用費	9,937	○小学校管理事業	9,937
										10 需用費	
										・消耗品費	425
										・修繕料	9,512
目計	202,862	**9,937**	212,799	0	0	0	9,937		9,937		
項計	287,374	**9,937**	297,311	0	0	0	9,937		9,937		

10款 教育費　　3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	177,606	**445**	178,051				445	10 需用費	445	○中学校管理事業	445
										10 需用費	
										・消耗品費	445
目計	177,606	**445**	178,051	0	0	0	445		445		
3 学校建設費	25,102	**11,462**	36,564				11,462	12 委託料	11,462	○統合中学校建設事業	11,462
										12 委託料	
										・西根中学校敷地測量業務委託料	11,462
目計	25,102	**11,462**	36,564	0	0	0	11,462		11,462		
項計	268,848	**11,907**	280,755	0	0	0	11,907		11,907		

10款　教育費　　5項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	29,809	154	29,963				154	8 旅費	154	○教育振興運動推進事業 154 8 旅費 ・社会教育指導員費用弁償 154
目計	29,809	154	29,963	0	0	0	154		154	
項計	29,809	**154**	29,963	0	0	0	154		154	

10款　教育費　　6項　保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 学校給食費	254,221	**11,617**	265,838	△ 211			11,828	10 需用費	9,542	○学校給食事業 11,617 10 需用費 ・賄材料費 9,542 11 役務費 ・手数料 2,075
								11 役務費	2,075	
目計	254,221	**11,617**	265,838	△ 211	0	0	11,828		11,617	
項計	254,221	**11,617**	265,838	△ 211	0	0	11,828		11,617	

別紙

令和8年度市民部文化スポーツ課所管予算総括表 （2号補正）

1 目的別歳入予算　　（単位：千円）

科目（款・項）	令和8年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（6月）補正の額　B	補正後の額　C	B/A	
17款　国庫支出金	2,927	△ 455	2,472	−15.54%	
3項　委託金	2,927	△ 455	2,472	−15.54%	
文化スポーツ課　計	2,927	△ 455	2,472	△15.54%	

2 目的別歳出予算　　（単位：千円）

科目（款・項）	令和8年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（6月）補正の額　B	補正後の額　C	B/A	
10款　教育費					
5項　社会教育費	26,868	0	26,868	0.00%	
6項　保健体育費	152,415	△ 455	151,960	△0.29%	
文化スポーツ課　計	179,283	△ 455	178,828	△0.25%	

1　歳入の明細

17款　国庫支出金　　3項　委託金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
4 教育費委託金	2,927	△ 455	2,472	ナショナルトレーニング 1 センター競技別強化拠 点機能強化委託金	△ 455	1 事業費確定による減額	△ 455
目計	2,927	△ 455	2,472		△ 455		
項計	2,927	△ 455	2,472		△ 455		

2 歳出の明細

10款 教育費　　5項 社会教育費

目		補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 文化財保護費	26,868	0	26,868					1 報酬	0	学芸員報酬（0人）	△ 2,569
										地域連携推進員報酬（3人）	2,569
								3 職員手当等	0	期末手当学芸員分	△ 542
										期末手当地域連携推進員分	542
										勤勉手当学芸員分	△ 456
										勤勉手当地域連携推進員分	456
								8 旅費	0	学芸員費用弁償	△ 216
										地域連携推進員費用弁償	216
										※ 学芸員の応募及び採用が無かったことによるもの	
目計	26,868	0	26,868	0	0	0	0		0		
項計	26,868	0	26,868	0	0	0	0		0		

6項 保健体育費

目		補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 体育施設費	152,415	△ 455	151,960	△ 455	2,700		△ 2,700	7 報償費	136	医科学情報スタッフ謝礼	136
								8 旅費	28	職員旅費	28
ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業								10 需用費	△ 291	消耗品費	△ 284
										印刷製本費	△ 7
								11 役務費	△ 2	通信運搬費	△ 2
								17 備品購入費	△ 326	ナショナルトレーニングセンター備品購入費	△ 326
目計	152,415	△ 455	151,960	△ 455	2,700	0	△ 2,700		△ 455		
項計	152,415	△ 455	151,960	△ 455	2,700	0	△ 2,700		△ 455		

議案第１号

八幡平市立図書館管理規則の一部を改正する規則について

八幡平市立図書館管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和８年６月 22 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　田　村　　忠

提案理由

八幡平市立図書館について、７月１日より指定管理者による維持管理業務が行われるため、所要の整備をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第１号

八幡平市立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長　田　村　　忠

八幡平市教育委員会規則第●号

八幡平市立図書館管理規則の一部を改正する規則

八幡平市立図書館管理規則（平成23年八幡平市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「平成19年八幡平市条例第４号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第３条第６号中「コミュニティセンター等」を「コミュニティセンター」に改める。

第４条ただし書中「館長」を「条例第４条第１項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第１号を次のように改める。

（１）　木曜日

第４条第３号及び第４号を削る。

第５条中「次のとおり」を「午前９時から午後７時まで」に改め、同条ただし書中「館長」を「指定管理者」に改め、同条第１号から第３号までを削る。

第10条第１項中「八幡平市立図書館協議会」を「八幡平市図書館協議会」に改める。

第11条第１項中「館長」を「委員長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が選任されていない間は、教育長が招集する。

第12条中「八幡平市立図書館」を「教育委員会事務局教育総務課」に改める。

附　則

この規則は、令和８年７月１日から施行する。

八幡平市立図書館管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料

現　　行	改　正　後
（趣旨） 第１条　この規則は、八幡平市立図書館条例（平成19年八幡平市条例第４号）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、八幡平市立図書館条例（平成19年八幡平市条例第４号。以下「条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
（略）	（略）
（所掌事務） 第３条　図書館の所掌事務は、次のとおりとする。 （１）から（５）まで　（略） （６）　学校、コミュニティセンター等との読書活動の連携及び協力に関すること。	（所掌事務） 第３条　図書館の所掌事務は、次のとおりとする。 （１）から（５）まで　（略） （６）　学校、コミュニティセンターとの読書活動の連携及び協力に関すること。
（休館日） 第４条　図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は休館日以外の日に臨時に休館することができる。 （１）　火曜日 （２）　（略） （３）　各月の末日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日（以下この号において「祝日法による休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日等でない日とする。） （４）　図書の点検を行う日として教育長が定める日	（休館日） 第４条　図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、条例第４条第１項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は休館日以外の日に臨時に休館することができる。 （１）　木曜日 （２）　（略）
（開館時間） 第５条　図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、臨時に変更することができる。 （１）　４月から11月まで（日曜日及び祝日法による休日を除く。）　午前９時か	（開館時間） 第５条　図書館の開館時間は、午前９時から午後７時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、臨時に変更することができる。

ら午後７時まで （２）　12月から３月まで（日曜日及び祝日法による休日を除く。）　午前９時から午後６時まで （３）　日曜日及び祝日法による休日　午前９時から午後５時まで	
（略）	（略）
（協議会委員長等） 第10条　八幡平市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。	（協議会委員長等） 第10条　八幡平市図書館協議会（以下「協議会」という。）に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（会議） 第11条　協議会は、必要に応じて館長が招集する。	（会議） 第11条　協議会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない間は、教育長が招集する。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（協議会の庶務） 第12条　協議会の庶務は、八幡平市立図書館において処理する。	（協議会の庶務） 第12条　協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。
（略）	（略）

議案第２号

八幡平市立図書館利用規程の一部を改正する告示について

八幡平市立図書館利用規程の一部を改正する告示について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和８年６月 22 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　田　村　　忠

提案理由

八幡平市立図書館について、７月１日より指定管理者による維持管理業務が行われるため、所要の整備をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第２号

八幡平市教育委員会告示第●号

八幡平市立図書館利用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長　田　村　　忠

八幡平市立図書館利用規程の一部を改正する告示

八幡平市立図書館利用規程（平成23年八幡平市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「レファレンス室又は指定された」を削り、同条第３号を削る。

第３条第１項を削り、同条第２項中「図書館利用カード交付申込書」を「八幡平市交流複合施設利用カード交付申込書」に、「図書館利用カード（様式第２号）」を「八幡平市交流複合施設利用カード（以下「利用カード」という。）」に改め、同項を同条第１項とし、同条第３項中「図書館利用カード（以下「利用カード」という。）」を「利用カード」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「５冊」を「10冊」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第４条第２項中「図書館利用カード交付申込書（団体貸出用）（様式第３号）」を「八幡平市交流複合施設利用カード交付申込書（団体貸出用）（様式第２号）」に、「図書館利用カード（様式第２号）」を「利用カード」に改め、同条第５項中「禅定第３項及び第６項」を「前条第２項及び第５項」に改める。

第６条第１項中「様式第４号」を「様式第３号」に改める。

第７条第１項中「様式第５号」を「様式第４号」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

八幡平市交流複合施設利用カード交付申込書

八幡平市立図書館利用規程第３条第１項の規定により、八幡平市交流複合施設利用カードの交付を申し込みます。

年　　月　　日

八幡平市立図書館長　様

フリガナ		生年月日	
氏　　名		年　　月　　日	
住　　所			
電話番号		携帯電話 番　　号	
電子メールアドレス			
連 絡 先 職場名・帰省先住所・滞在差住所 ※いずれかに〇印		連 絡 先 電話番号	

※　連絡先について、市内に居住又は通勤若しくは通学していない方は滞在先名・住所を記入してください。

※　以下は、申込者が<u>未成年者等</u>の場合のみ記入してください。

保護者または 代筆者の氏名		続　柄	
保護者または 代筆者の勤務先等		電話番号	
備　　考			

※　処理欄

八幡平市交流複合 施設利用カード 交 付 年 月 日	八幡平市交流複合 施設利用カード 再 交 付 年 月 日	備　　考
交　付　番　号	交　付　番　号	

様式第２号を削る。

様式第３号を次のように改める。

様式第３号（第４条関係）

八幡平市交流複合施設利用カード交付申込書（団体貸出用）

八幡平市立図書館利用規程第４条第２項の規定により、八幡平市交流複合施設利用カードの交付を申し込みます。

年　　月　　日

八幡平市立図書館長　様

〒

団体の住所

団体名　　（構成員数人）

代表者名

電話番号

※処理欄

八幡平市交流複合施設利用カード交付年月日	八幡平市交流複合施設利用カード再交付年月日	備　　考
交付番号	交付番号	

様式第３号を様式第２号とし、様式第４号を様式第３号とし、様式第５号を様式第４号とする。

附　則

この告示は、令和８年７月１日から施行する。

八幡平市立図書館利用規程の一部を改正する告示新旧対照表

資料

現　　行	改　正　後
（略）	（略）
（館内利用） 第２条　図書館内（以下「館内」という。）において、図書館資料を利用しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （１）　所定のレファレンス室又は指定された座席において利用すること。 （２）　（略） （３）　館内においては、喫煙しないこと。	（館内利用） 第２条　図書館内（以下「館内」という。）において、図書館資料を利用しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （１）　所定の座席において利用すること。 （２）　（略）
（個人貸出） 第３条　図書館は、市内に居住又は通勤若しくは通学する者に対し、図書館資料の貸出しを行う。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、市内に居住していない者に対し、貸出しを行うことができる。	（個人貸出）
２　個人貸出を受けようとする者は、あらかじめ、図書館利用カード交付申込書（様式第１号）を館長に提出し、図書館利用カード（様式第２号）の交付を受け、これにより貸出しを受けなければならない。	第３条　個人貸出を受けようとする者は、あらかじめ、八幡平市交流複合施設利用カード交付申込書（様式第１号）を館長に提出し、八幡平市交流複合施設利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受け、これにより貸出しを受けなければならない。
３　図書館利用カード（以下「利用カード」という。）を亡失し、又はその記載事項に変更が生じた者は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。	２　利用カードを亡失し、又はその記載事項に変更が生じた者は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
４　個人貸出を受けることができる図書館資料は、図書資料にあっては１人１回につき５冊まで、視聴覚資料にあっては１人１回につき１点までとし、同一図書館資料の貸出しを受けることのできる期間は、１回につき貸出しを受けた日の翌日から起算して14日以内とする。	３　個人貸出を受けることができる図書館資料は、図書資料にあっては１人１回につき10冊まで、視聴覚資料にあっては１人１回につき１点までとし、同一図書館資料の貸出しを受けることのできる期間は、１回につき貸出しを受けた日の翌日から起算して14日以内とする。
５　（略）	４　（略）
６　（略）	５　（略）
（団体貸出） 第４条　（略）	（団体貸出） 第４条　（略）
２　団体貸出を受けようとする団体の代表者は、あらかじめ、図書館利用カード	２　団体貸出を受けようとする団体の代表者は、あらかじめ、八幡平市交流複合

交付申込書（団体貸出用）（様式第３号）を館長に提出して、図書館利用カード（様式第２号）の交付を受け、これにより貸出しを受けなければならない。	施設利用カード交付申込書（団体貸出用）（様式第２号）を館長に提出して、利用カードの交付を受け、これにより貸出しを受けなければならない。
３及び４　（略）	３及び４　（略）
５　前条第３項及び第６項は、利用カードの交付を受けた団体について準用する。	５　前条第２項及び第５項は、利用カードの交付を受けた団体について準用する。
（略）	（略）
（図書資料の複写）	（図書資料の複写）
第６条　図書館の図書資料の複写を希望する者は、図書館資料複写申込書（様式第４号）により館長に申し込まなければならない。	第６条　図書館の図書資料の複写を希望する者は、図書館資料複写申込書（様式第３号）により館長に申し込まなければならない。
２　（略）	２　（略）
（亡失等の届出）	（亡失等の届出）
第７条　図書館資料を亡失し、又は損傷したときは、速やかに図書館資料亡失等届（様式第５号）により館長に届け出なければならない。	第７条　図書館資料を亡失し、又は損傷したときは、速やかに図書館資料亡失等届（様式第４号）により館長に届け出なければならない。
２　（略）	２　（略）
（略）	（略）

様式第１号（第３条関係）

図書館利用カード交付申込書

八幡平市立図書館利用規程第３条第２項の規定により、図書館利用カードの交付を申し込みます。

年　月　日

八幡平市立図書館長　様

フリガナ		性　別	生年月日
氏　名		男・女	年　月　日
住　所			
電話番号		携帯電話番　号	
電子メールアドレス			
連絡先 職場名・帰省先住所・滞在差住所 ※いずれかに○印		連絡先電話番号	

※　連絡先について、市内に居住又は通勤若しくは通学していない方は滞在先名・住所を記入してください。

※　以下は、申込者が未成年者等の場合のみ記入してください。

保護者または代筆者の氏名		続　柄	
保護者または代筆者の勤務先等		電話番号	
備　考			

※　処理欄

図書館利用カード交付年月日	図書館利用カード再交付年月日	備　考
交付番号	交付番号	

様式第１号（第３条関係）

八幡平市交流複合施設利用カード交付申込書

八幡平市立図書館利用規程第３条第１項の規定により、八幡平市交流複合施設利用カードの交付を申し込みます。

年　月　日

八幡平市立図書館長　様

フリガナ			生年月日
氏　名			年　月　日
住　所			
電話番号		携帯電話番　号	
電子メールアドレス			
連絡先 職場名・帰省先住所・滞在差住所 ※いずれかに○印		連絡先電話番号	

※　連絡先について、市内に居住又は通勤若しくは通学していない方は滞在先名・住所を記入してください。

※　以下は、申込者が未成年者等の場合のみ記入してください。

保護者または代筆者の氏名		続　柄	
保護者または代筆者の勤務先等		電話番号	
備　考			

※　処理欄

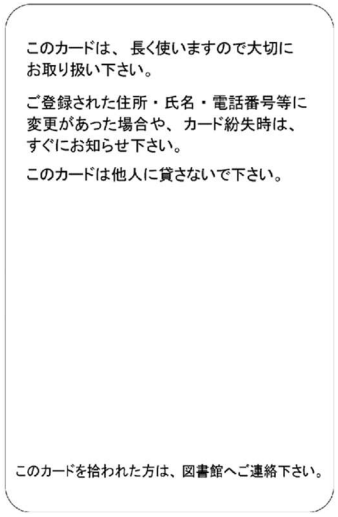
八幡平市交流複合施設利用カード交付年月日	八幡平市交流複合施設利用カード再交付年月日	備　考
交付番号	交付番号	

様式第２号（第３条、第４条関係）

（表）



（裏）



様式第３号（第４条関係）

図書館利用カード交付申込書（団体貸出用）

八幡平市立図書館利用規程第４条第２項の規定により、図書館利用カードの交付を申し込みます。

年　　月　　日

八幡平市立図書館長　様

〒

団体の住所

団体名　　（構成員数人）

代表者名

電話番号

※処理欄

図書館利用カード 交付年月日	図書館利用カード 再交付年月日	備　　考
交　付　番　号	交　付　番　号	

様式第２号（第４条関係）

八幡平市交流複合施設利用カード交付申込書（団体貸出用）

八幡平市立図書館利用規程第４条第２項の規定により、八幡平市交流複合施設利用カードの交付を申し込みます。

年　　月　　日

八幡平市立図書館長　様

〒

団体の住所

団体名　　（構成員数人）

代表者名

電話番号

※処理欄

八幡平市交流複合 施設利用カード 交付年月日	八幡平市交流複合 施設利用カード 再交付年月日	備　　考
交　付　番　号	交　付　番　号	

様式第４号（第６条関係） （略） 様式第５号（第７条関係） （略）	様式第３号（第６条関係） （略） 様式第４号（第７条関係） （略）

議案第３号

八幡平市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

八幡平市立図書館条例（平成 19 年３月 15 日条例第４号）第５条の規定に基づく八幡平市図書館協議会委員の任命について、八幡平市教育委員会の議決を求める。

１　任命しようとする者　（令和８年７月１日付）

	氏　名	所　属　等	備　考
1	三浦（みうら）　智子（ともこ）	八幡平市学校図書館協議会 会長（寺田小学校長）	学校教育及び社会教育の関係者
2	滝沢（たきさわ）　登美子（とみこ）	八幡平市保育施設協議会 理事（寺田保育所長）	家庭教育の向上に資する活動を行う者
3	武田（たけだ）　カヨ	八幡平市婦人会連絡協議会 副会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者
4	伊藤（いとう）　仁美（ひとみ）	八幡平市ＰＴＡ連絡協議会 理事（寺田小学校ＰＴＡ会長）	家庭教育の向上に資する活動を行う者
5	平野（ひらの）　康彦（やすひこ）	八幡平市芸術文化協会　会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者
6	佐々木（ささき）　実（みのる）	八幡平市朗読ボランティア ほおずきの会　会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者
7	高橋（たかはし）　さよ	図書館ボランティア	学識経験のある者
8	附田（つくた）　清子（せいこ）	図書館ボランティア	学識経験のある者
9	田村（たむら）　真祐子（まゆこ）	読書ボランティア　代表	学識経験のある者

任期は、令和８年７月１日から令和 10 年６月 30 日までとする。

令和８年６月 22 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　田村　忠

提案理由

現委員の任期満了により、新たに委員を任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。